

名称:「逆流防止装置」事件

無効審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成 26 年（行ケ）第 10156 号 判決日：平成 27 年 4 月 21 日

判決：請求棄却（無効請求棄却審決の維持）

特許法第 29 条第 2 項

キーワード：容易想到性、技術的意義、動機付け

[概要]

無効審判が請求され、特許維持と判断された審決が維持された事例。

[特許請求の範囲]（下線は争点：筆者付記）

【請求項 1】

給湯管から浴槽への配管の途中に設けられて前記浴槽から上水道への汚水の逆流を防止する逆流防止装置であって、

前記給湯管から前記浴槽へ向かう水の流れを開放または遮断する電磁弁と、

開弁方向に付勢するためのスプリングを有し、前記上水道の圧力低下に応動して前記電磁弁より前記浴槽の側の前記配管内の水を大気に放出するよう開閉動作する一方、前記上水道の圧力低下がない状態においては閉じた状態を保つ大気開放弁と、

を備えた逆流防止装置において、

前記大気開放弁から前記浴槽へ向かう前記配管内に一つのみ配置されて前記浴槽から前記大気開放弁の方向への流れを阻止する第 1 の逆止弁と、

前記電磁弁と前記大気開放弁との間に一つのみ配置され、前記大気開放弁が前記上水道の圧力低下に応動して大気開放したときに、前記大気開放弁を介して大気に放出される水および吸い込まれた大気が前記上水道の圧力低下によって前記電磁弁の方向に流れてしまうのを阻止する第 2 の逆止弁と、

を備えていることを特徴とする逆流防止装置。

[争点]

(1) 取消事由 1-1

甲 8 発明と本件発明 1 の相違点は当業者が容易に想到し得た程度のものかどうか。

(2) 取消事由 1-2

甲 8 発明と甲 1 発明の組み合わせによって本件発明 1 が容易に想到し得た程度のものかどうか。

(3) 取消事由 1-3、取消事由 2、取消事由 3 は紙面の都合上割愛する。

[裁判所の判断]（筆者により適宜カッコ書きにて数字を振り、要約した。）

(1) 取消事由 1-1 について

本件発明 1 におけるオリフィスとしての機能は、逆止弁が異物の噛み込みなどにより水密不良になり、逆流をせき止めるという本来の役割を十分に

果たし得ない状態、いわば、機能不全の状態にあることを活用し、配置位置において流路を絞ることによって、オーバーフロー口から吸い込まれる大気の流量を減少させるというものである。このようなオリフィスとしての機能が、通常の逆止弁の機能とは全く異なるものであることは明らかといえ、逆止弁の機能として一般的なものとは認められず、また、甲 8 発明において、記載も示唆もされていない。

前述したとおり、オリフィスとしての機能は、逆止弁の機能として一般的なものとは認められず、また、甲 8 発明において、記載も示唆もされていないことに鑑みると、当業者にお

いて、甲 8 発明から、逆止弁のオリフィスという機能自体、想到するものとは考え難い。

したがって、第 2 の逆止弁を電磁弁と大気開放弁との間に配置することによって、オリフィスとしての機能を活用し、第 2 の逆止弁が「大気開放弁を介して大気に放出される水および吸い込まれた大気が上水道の圧力低下によって電磁弁の方向に流れてしまう」（相違点 1）ことを阻止する役割を果たす構成とすることについても、当業者が、甲 8 発明から想到するものとは認められない。

原告は、オリフィスの機能は、逆止弁の本来の構成に基づいて発揮される一般的な機能であり、本件発明 1 に特有のものではない旨主張する。しかしながら、前述したとおり、オリフィスの機能は、逆止弁が本来の役割を十分に果たし得ない、いわば機能不全の状態にあることを活用するものであり、通常逆止弁の機能とは、全く異なるものであることは明らかといえるから、そのようなオリフィスの機能をもって一般的な機能とする原告の主張は、失当である。

原告は、甲 1 発明、甲 2 発明及び甲 5 発明によれば、逆流防止装置と浴槽との間に逆止弁を 1 つのみ設けることは、周知技術であるから、当業者においてこれを甲 8 発明に適用すれば、本件発明 1 を想到する旨主張する。

しかしながら、甲 1 発明は、・・・「大気開放時にも排水が出ない水路の逆流防止装置の提供を目的とするもの」、甲 2 発明は、・・・「上水道を浴槽等の水槽に直結して給水する給水装置に用いる排水機構付きバキュームブレーカに関する」もの、甲 5 発明は、「給湯水路から分岐する浴槽への注湯水路に、浴槽の温度がさめたとき、上記注湯水路を通し高温の湯を注湯可能にする所謂、高温差し湯機能付給湯機の改良に係わる」ものであり、それぞれ、発明の内容を異にしている。この点に鑑みれば、前述したとおり、各発明の実施例において「第 1 の逆止弁」及び「第 2 の逆止弁」に相当する位置に、逆止弁が配置されているとしても、各配置位置に係る技術的意義はそれぞれに異なるものというべきであるから、形式的に同配置位置のみを技術上の共通点として抽出し、周知技術と認めることはできない。

以上によれば、原告の前記主張は、採用できない。

(2) 取消事由 1-2 について

甲 8 発明は、甲 1 発明の課題を解決することを目的とし、同課題の解決のために前述したとおりの大気連通口開閉手段と大気開放口開閉手段とを併用したことによって、断水時及び給湯停止時のいずれにおいても大気開放するという甲 1 発明とは異なり、断水時には大気開放し、給湯停止時には大気開放しないという構成を備えるに至ったものと認められる。

以上に鑑みると、当業者において、甲 1 発明及び甲 8 発明に接した場合、甲 1 発明に替えて、その課題を解決するためにあえて大気開放に係る構成を替えた甲 8 発明を用いることは、当然に考えるとしても、甲 1 発明に甲 8 発明を適用すること、すなわち、・・・甲 1 発明の構成の一部を甲 8 発明の構成の一部と置き換えることについての動機付けは乏しいといえる。

[コメント]

構成上の相違点は微差であるものの、発明の作用・効果を踏まえて請求項の構成を解釈したことで、容易想到ではないと判断された事例である。

請求項の文言では「第 2 の逆止弁」について、「前記大気開放弁を介して大気に放出される水および吸い込まれた大気が前記上水道の圧力低下によって前記電磁弁の方向に流れてしまうのを阻止する」という表現で限定しているが、実際は、逆止弁を「オリフィス」として機能させる構成が容易想到かどうかについて争われている。現行の文言から直ちに『オリフィスとして機能する』逆止弁」と読むことができるかどうか疑問がないわけではないが、発明の本質部分を正確に理解した上で、容易想到性の有無を裁判所が判断している点が興味深い。

構成が単純な発明ほど、その作用や効果を丁寧に記載しておくことは、日本出願において

特許を取得する上では有効であることが確認できる事案であると考え。ただし、米国出願においてはこの種の主張は通用しない可能性が高いため、国際的に権利を取得することを検討する発明においては、日米で請求項の文言を変更する、或いは米国で権利化しやすい請求項に補正可能な程度に明細書を作成しておくことが必要であろう。

以上